

株主リストと株主名簿

POINT 株式会社が、商号、目的、公告方法等の変更、取締役・監査役の選任、解散、合併などの登記を申請する場合は「株主リスト」の添付が必要。

役員の任期満了に伴い、取締役全員が再任する役員変更登記を申請しようとしたところ、法務局の窓口で「株主リスト」の提出を求められました。どんな書面でしようか？

「株主リスト」の添付が必要 な登記とは

一定の商業登記申請に「株主リスト」の添付が必要になりました。

改正商業登記規則が施行され、本年10月1日より、株式会社（特例有限会社を含みます）について、①株主総会議事録の添付が必要な登記を申請する場合、および②登記すべき事項に株主全員の同意が必要な登記を申請する場合に、いわゆる「株主リスト」の添付が義務付けられるようになりました。

①株主総会議事録の添付が必要な登記とは、たとえば商号、目的、公告方法等の変更、取締役・監査役の選任、解散、合併などです。

②登記すべき事項に株主全員の同意が必要な登記とは、株式会社から合同会社などの持分会社に組織変更する場合

合などです。

一般的には①の登記申請が会社経営上頻繁になされるものですので、今回は、こちらの方をご説明します。

「株主リスト」の内容

株主総会に欠席し、または議決権を行使しなかった株主を含めた総株式の議決権数の、①議決権数上位10名の株主か、あるいは②議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主について、次の(1)～(5)の事項を記載し、これに代表者が代表印を押印しなければなりません。(1)株主の氏名または名称、(2)住所、(3)株式数(種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数)、(4)議決権数、(5)議決権割合。

「株主リスト」と株主名簿は 違う？

株式会社には、従前から株主名簿を

作成し、これを本店に備え置くべき会社法上の義務があります。そして、この株主名簿には、次の事項を記載しなければならないとされています。

- 株主の氏名または名称および住所
- 株主の有する株式の数
- 株主が株式を取得した日
- 株券発行会社である場合には株券が発行されている株式の株券番号

このように、株主リストに記載すべき事項と株主名簿の記載事項はイコールではありませんが、共通する事項が多いことから、登記申請書に添付すべき株主リストは(もともと)会社に備え置かれてある株主名簿を基に作成することになるかと思えます。

もしかしたら「株主名簿なんて作ってないよ」という会社もあるかもしれませんが、そのような会社も、これからは登記申請に必要な株主リスト作成のために株主名簿を整備する必要があります。

株主リストの作成と株主名簿の整備

株主リストの作成方法や記載例は、法

務省がホームページで公開していますので、参考にしてください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html

また、一定の条件を満たした法人税申告書の別表二「同族会社等判定明細書」を利用した株主リストの作成方法なども同ホームページ上で公開されています。

とはいえ、株主名簿や同族会社等判定明細書に記載されている株主が何年も前に死亡している、あるいは名義株や所在不明株主の問題など、株主リストの作成や株主名簿の整備には、難しい事項もいくつかあります。

静岡商工会議所や司法書士総合相談センター静岡(電話05428933704)では無料相談を受け付けていますので、ご相談されることをお勧めします。

回答



司法書士

しもたしろ ひろゆき
下田代博之 さん